# 行政関与の在り方に関する基準

(行政改革委員会 1996年12月25日閣議決定)

### 1. 基本原則

- A. 「民間でできるものは民間に委ねる」という考え方に基づき、行政の活動を必要最小限にとどめる。
- B.「<mark>国民本位の効率的な行政</mark>」を実現するため、行政サービスの需要者たる国民が必要とする行政を最小の費用で行う。
- C.行政の関与が必要な場合、行政活動を行っている各機 関は国民に対する「説明責任(アカウンタビリティ)」を 果たさなければならない。

# 2. 全般的な基準

- (1) 民間活動の優先
- (2) 行政活動の効率化
- a.行政における市場原理の活用
- b.権限と責任の明確化
- c.政府の失敗の考慮
- (3) 行政による説明責任の遂行と透明性の確保
- a.行政の説明責任
- b.便益と費用の総合評価
- c.数量的評価の導入
- d.情報公開の一層の推進
- (4) 定期的な見直しの実施

## 3. 行政の関与の可否に関する基準

- (1) 公共財的性格を持つ財・サービスの供給
- 1. 公共財的性格

民間による供給が不可能であるか、あるいは、民間による供給では極めて問題である理由を説明する。

- 受益者が特定されず料金の徴収ができない
- 各需要者が受ける便益に比較して料金徴収費用が高いので料金の徴収が合理的でない
- 多数の消費者によって集合的に消費される
- 紛争処理や法的拘束など公権力に基づく関与が必要
- 2. 適正な供給と費用最小化

社会的便益及び費用を十分に勘案し、その供給量が過大にならないようにするとともに、費用の最小化を図る。

- 3. 特定の公共財に関する基準
  - a. 経済安全保障
  - b. 市場の整備
  - c. 情報の生産
  - d. 文化的価值

#### (2) 外部性

外部性が存在しており、それによって発生している資源 配分のロスが極めて大きいこと、さらに、行政の関与によ る社会的便益が社会的費用を上回ることを示す。 所得再分配的効果が強い場合、当該施策・業務から原則 として撤退。

受益者負担の徹底を図るとともに、市場原理の歪みを小さくし、市場原理を活用するという観点に立って、代替的な施策について比較検討。

- (3) 市場の不完全性
  - a. 不確実性

将来の不確実性によって市場の機能が不完全になっており、それが重大な問題を発生させていることを説明。

民間による対応を阻害しないように留意。 民間だけでも投資可能なものからは撤退する。

- b. 情報の偏在(逆選択、消費者保護など)
- (4) 独占力
- (5) 自然(地域)独占
- (6) 公平の確保
- 1. 機会の均等と事後的な公平

機会の均等を図ることを第一とする。

事後的な公平については、<mark>所得と富の垂直的な再分配</mark>に 原則として限定。

2. 特定の者に対する補助施策

特定の者を対象として補助を与える施策については、ナショナル・ミニマムの確保(憲法第25条の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために真に必要がある場合に限る)に限定。

直接的助成の方策を優先する。

3. 所得再分配効果の強い施策

所得再分配効果の強い施策については縮小。 ナショナル・ミニマムの確保に原則として限定。 対象が真の弱者であることを説明する必要。

- 4. 地域間、産業間、世代間での所得再分配
  - a. 地域間の所得再分配
- 1. 地域間の格差を是正するための所得再分配を目的とした施策からは原則として撤退。
- 2. 地域間の所得再分配効果の強い施策についても縮小。
- 3. ユニバーサル・サービスは民間による供給を原則。
  - b. 産業間の所得再分配
- 1. 産業間の所得再分配を目的とした施策や産業保護的な施策から原則として撤退。
- 2. 衰退産業の保護・延命効果の強い施策からは撤退。
- 3. 特定産業の育成政策からは撤退。
  - c. 世代間の所得再分配

世代間の所得再分配効果の強い施策からは原則として撤退。

# 4. 行政の関与の仕方に関する基準

- (1) 政策手段・形態に関する基準
- 1. 政策手段・形態の選択
- 2. 留意事項
  - a. 民間活動の優先
  - b. 行政活動の効率化
    - a. 権限と責任の明確化と成果の評価
    - b. 擬似市場原理の導入
    - c. 採算性の重視
    - d. 費用最小化
    - e. 業務区分別の検討
  - c. 政府の失敗の考慮
  - d. 地方分権の推進
  - e. その他の留意点

#### (2) 行政による利害調整等の活動

- 1.事前的な調整政策からの撤退
- 2.裁量の余地の最小化と市場原理の活用
- 3. 産業調整、あるいは公益法人・業界団体等に任せている行政代行についての基準